

1 1 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第7号および意見書第8号

令和3年12月17日

提出議案

意見書第7号	オンライン本会議実現へ向けての地方自治法の改正を求める意見書（案）	2
意見書第8号	衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書（案）	5

意見書第7号

オンライン本会議実現へ向けての地方自治法の改正を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和3年12月17日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

瀬川 裕海

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

八木 良人

意見書第7号

オンライン本会議実現へ向けての地方自治法の改正を求める意見書（案）

昨年来、新型コロナウイルス感染症が我が国においても急速にまん延する中、複数の地方自治体において、職員に感染者が確認されたことにより庁舎の閉鎖を余儀なくされる事態が生じた。

このような庁舎の閉鎖と地方議会の会期が万が一重なった場合には、本会議の開催が不可能となり、全ての議案が専決処分されるという不測の事態さえも想定されたところである。

したがって、地方自治における二元的代表制の一翼を担う地方議会としては、こうした非常時においても議会に与えられた権能を十分に発揮できる非常手段の確保が喫緊の課題となっており、折しも行政のデジタル改革が求められている今、IT技術を活用した「オンライン本会議」の実現が強く求められる。

また、オンライン本会議実現の意義については、全国都道府県議会議長会の7月14日付け決議の中でも触れられているとおり、大規模自然災害や感染症対応としての非常手段の確保以外にも議員の出産・育児と議会活動の両立に資するものでもある。

については、オンライン本会議の実現に向けた地方自治法の改正が、早急に実現されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

意見書第8号

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和3年12月17日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

井上 薫

賛成者

草津市議会議員

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

意見書第8号

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書（案）

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月に衆議院議員選挙区画
定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院議員の定数の削
減と、いわゆる「一票の格差」の是正措置が講じられた。

これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数、令和2年以降10年ごとに行われる
国勢調査の結果に基づきいわゆる「アダムズ方式」により配分されることとなった。

本年11月30日に、令和2年度国勢調査の人口等基本集計結果の確定値が発表された
が、その結果に基づくと、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数は、4名から3名とな
り、1名減となるとされている。

もとより、一票の格差を是正することは重要な課題である。しかしながら、地方創生
の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり
地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の
解決は遠のき、今後の我が国の行く末に大きな影響を与えることとなる。

したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、
地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、制度を構築しなければならない。

よって、国会および政府におかれては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向けた
現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら十分に議論を重ね、地方創生
に資するような抜本的な選挙制度改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
滋賀県知事